様式第4号(第5条関係)

　その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

　　年　　月　　日

令和5年1月15日執行

上峰町議会議員選挙

候補者

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | 2 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | (氏名等) |
| (住所) |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備考 |
| 　 | 年　月　日 | 円 | 　 |
| 　 | 年　月　日 | 円 |
| 　 | 年　月　日 | 円 |
| 　 | 年　月　日 | 円 |
| 　 | 年　月　日 | 円 |

備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　　2　運送事業者等が上峰町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上峰町に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　6万4,500円

　　　(2)　(1)以外の場合　1万5,800円

　　5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

　　7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上峰町に支払を請求することはできません。

　その2

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年　　月　　日

令和5年1月15日執行

上峰町議会議員選挙

候補者

　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | (氏名等) |
| (住所) |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | 　 | L | 　 | 　 |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 年　　月　　日 | 　 | L |
| 合計 | 　 | L | 円 |

　備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて候補者から燃料供給業者に提出してください。

　　2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「燃料供給量」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　4　燃料供給業者が上峰町に支払を請求するときは、この証明書、自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　　5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上峰町に支払を請求することはできません。

　　6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された自動車燃料代確認書に記載された金額までです。

　その3

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年　　月　　日

令和5年1月15日執行

上峰町議会議員選挙

候補者

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手 | 氏名 | 　 |
| 住所 | 　 |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備　　考 |
| 年　　　月　　　日 | 円 | 　 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |

　備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

　　2　運転手が上峰町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上峰町に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて1万2,500円までです。

　　5　同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

　　6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、上峰町に支払を請求することはできません。